

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 76 号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 13 年岩手県規則第 105 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後													
(電磁的記録の開示の実施の方法)		(電磁的記録の開示の実施の方法)													
第 7 条 条例第 21 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。		第 7 条 条例第 21 条第 1 項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。													
<table border="1"><thead><tr><th>電磁的記録の種別</th><th>開示の実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>電磁的記録の種別</th><th>開示の実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（<u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）</u>内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）</u> 内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	[略]		
電磁的記録の種別	開示の実施の方法														
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]														
[略]															
電磁的記録の種別	開示の実施の方法														
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）</u> 内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]														
[略]															

<p>別表第3（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>社団法人岩手県畜産協会</p> <p><u>社団法人岩手県肉牛生産公社</u></p> <p>社団法人岩手県農業公社</p> <p>財団法人岩手県観光協会</p> <p><u>財団法人岩手県勤労者福祉協会</u></p> <p>財団法人岩手県土木技術振興協会</p> <p>財団法人グリーンピア田老</p> <p><u>財団法人岩手産業文化センター</u></p> <p>財団法人いわて産業振興センター</p> <p>[略]</p>	<p>別表第3（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>社団法人岩手県畜産協会</p> <p>社団法人岩手県農業公社</p> <p>財団法人岩手県観光協会</p> <p>財団法人岩手県土木技術振興協会</p> <p>財団法人グリーンピア田老</p> <p>財団法人いわて産業振興センター</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。